

地方財政論

講義ノート6

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科・政策大学院

地方財政論入門第3章

通念と可能性

地方財政への通念？

| | |
|------------------|----------------------------|
| 通念(現状) | 地方分権後 |
| 均衡ある国土の発展 | 政府間競争 |
| 全国一律な公共サービス提供 | 地域のニーズ(優先順位)に即した資源配分＝分権化定理 |
| 国の許認可(事前の関与) | 事後評価に拠る規制 ＝規制改革 |
| 国の関与としての政府間補助金 | 「分権化の失敗」を矯正 |
| 国税と一体の地方税制 | 地方の財政責任を充足＝限界的財政責任 |
| 事なかれ主義 中央優越主義 | 「試行錯誤」を許容 ＝政策実験 |

政策実験

- ◆ 「公共財」としてのベスト・プラクティス

⇒他の自治体の成功事例にただ乗りする誘因？

⇒政策実験の過少供給

- ◆ 集権体制でも過少供給⇒比較の問題

- ◆ 先行自治体(構造改革特区等)の優位性

- ◆ 例:産業振興

- ◆ 不作為のコスト

⇒住民からのプレッシャー＝パフォーマンス比較

- ◆ 何もしないことにもコストは伴う！

分権化定理の留意点

- ◆ 地域のニーズに即した公共サービス配分＝地方政府の「潜在能力」
⇒潜在能力を顕在化させるかどうかは別の問題
- ◆ 地方政府の権限、能力、誘因の区別
- ◆ 地域住民と地方政府間の「プリンシパル・エージェント問題」
⇒地域住民の厚生を追求するよう「誘因づけ」が必要
- ◆ 「規律づけ」としての政府間(地域間)競争
- ◆ 地域間外部性(スピルオーバー)の存在
⇒ローカル・オプティマム≠社会的最適(効率・公平)

政府間競争

通念と実際

| | 通念 | 実際(?) |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|
| 地方自治体間関係 | 共生・協調 ⇒一致団結して国と対峙 | 競合関係(水平的競争) |
| 自治体と住民の関係 | 「忠実なる代理人」=自治体性善説 | 利害対立 =プリンシパル・エージェント関係 ⇒規律づけが必要 |

政府間競争

- ◆ 「均衡ある発展」から地域間での「知恵と工夫の競争による活性化」へ
- ◆ 分権化定理＝地方政府の「潜在能力」⇒潜在能力(＝地域のニーズに即したサービス提供)を顕在化させるかどうかは別の問題
- ◆ 地方政府は地域住民の充実な代理人というわけではない(≠地方自治体性善説)
- ◆ 地域住民と地方政府間の「プリンシパル・エージェント問題」(利害対立)
- ◆ 住民厚生を増進するよう地方政府への「誘因づけ」が必要
⇒ 地方政府への規律づけとしての政府間(地域間)競争

公共(政府)部門における「競争」

- ◆ 公共部門内でも様々な競争がある
 - ー省庁間競争(予算獲得競争)
 - ーレントシーキング(ロビー活動・陳情合戦)
 - ー政党間競争(得票率最大化行動)
 - ー政府間競争
 - (1) 水平的(地域間)競争
 - (2) 垂直的競争(国対地方)
- ⇒以下で着目するのは政府(地域)間水平的競争
- ◆ 留意点:地域住民の間でも利益(税・サービスへの選好)が異なる
- ⇒投票者間の利害対立は公共選択固有の問題

良い競争と悪い競争

- ◆ 問われるべきは競争原理の有無ではなく、その形態
⇒ 競争は市場に限った減少ではない ≠ 公共部門 = 連帯・協調、民間部門 = 競争・「弱肉強食」の二元論

| | 帰結 | 例 |
|------|----------------------|---------------------|
| 良い競争 | 付加価値の創造 効率化 | 市場の企業間競争 |
| 悪い競争 | ゼロサムゲーム = パイの奪い合い | 補助金の陳情合戦(レント・シーキング) |

二つの地域間競争

- ◆ Voice and Exit :住民(有権者)による地方政府に対する意見表明
- ◆ 「足による投票」(ティブナーモデル)
 - ー 個人による居住地選択＝自身の地方公共財・政策への選好に即した地域を選択(ショッピングに類似)
⇒地域経済の開放性
- ◆ 「ヤードスティック競争」(パフォーマンス比較)
 - ー 経済環境の類似した他地域の行財政運営の成果との比較に基づいた「手による投票」行動

規律づけとしての競争

- ◆ 競争企業が「利潤最大化」を図るように、競合する地方政府は自己利益(政治的レント、税収)を追求する主体であり続ける。
- ⇒ 競争は政府の「目的」を変える(改心を促す)わけではない
- ◆ 自己利益を追求するには、競争企業が低価格で良質なサービスを提供するように、地方政府も住民に奉仕する(低い税で良質な公共サービスを提供)する必要あり。
- ⇒ 「手段」としての地域(住民)厚生 の最大化
- ◆ 限られた資源の有効活用の促進 = 効率化

政府の目的と手段

| | 政府の目的 | 目的を追求するための手段 |
|------|--|----------------------|
| 競争なし | 自己利益の追求 例： リバイアサン仮説 ＝ 税金最大化 | 市民への搾取的課税・特定利益団体との癒着 |
| 競争あり | 政治競争 ＝ 得票率の最大化 | 市民への奉仕・厚生 の追及 |

政府間競争が機能する条件（「市場保全型連邦制」）

1. 政府間での権限の分担が明確である
2. 地方レベル政府は管轄する地域内の経済に対して規制やインフラ整備等、主たる権限を有している
3. 中央政府は国内の「共通市場」を管理・維持する権限をもち、ヒト・モノ・カネの自由な移動を保証する責任を持つ
4. 政府間財政移転や借入に制限があり、地方政府は「ハード」な予算制約に直面している（地方レベル政府が事後的に救済されることはない）
5. 権限配分は持続的であり、中央、ないし、地方政府によって一方的に変更されないこと

足による投票

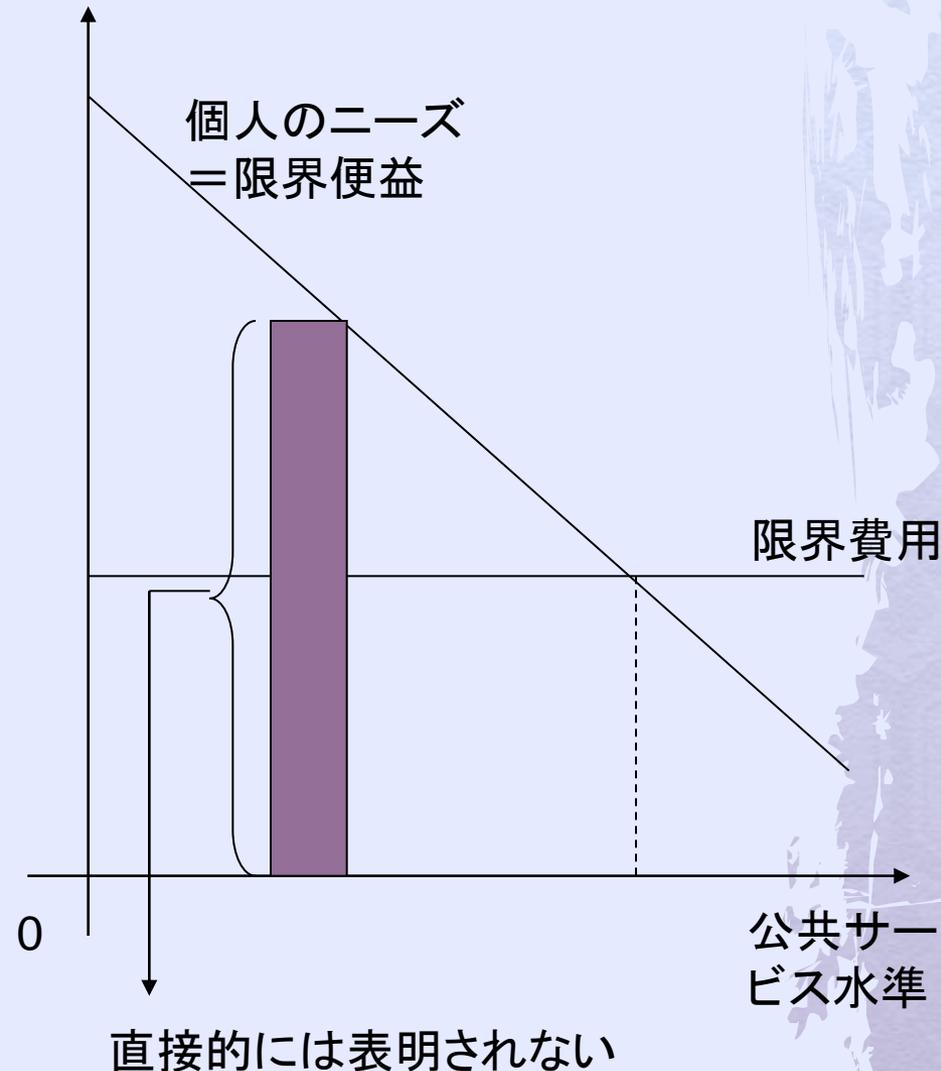
足による投票

- ◆ 足による投票＝個人の居住地選択
 - ◆ 競争のメカニズムは顧客を巡る企業間競争と同様
 - ◆ 個人は自身の選好に最も即した公共サービスを安価に(低い税負担で)提供する地域を選択して居住
- ⇒
- ◆ 地方政府に公共財の質の向上とコスト削減に努めるよう「誘因づけ」
-
- ◆ 各地方政府は「比較優位」のある公共サービス(例:教育・福祉)に特化
- ⇒ 効率化と地域の多様性

選好の顕示

- ◆ 公共財・サービスへの選好顕示メカニズムとしての「足による投票」⇒各人が公共サービスへの選好を自発的に顕示(⇔公共財供給の只乗り問題)
- ◆ 選好表明は「誘因両立的」

例:福祉に比して教育サービスの手厚い地域の居住⇒教育に対して相対的に高いニーズ



参考：情報の非対称性問題

- ◆ 公共財の「只乗り」問題、「協調の失敗」⇒「自発的」供給に起因
- ◆ 公共財の公的供給と財源の強制的徴収＝課税
⇒ 只乗り問題は回避
- ◆ 公共財の最適水準(サムエルソン条件)
⇒ 個々人の選好に依存。
- ◆ 市場経済では、個々人の選好(限界代替率)は市場取引で自発的に表明⇔公共財の公的供給において選好が予め表明されるシステムはない。
- ◆ 受益を増やす・税負担を回避すべく、選好を偽って表明する可能性⇒選好に関する非対称情報が政府の政策を制約
- ◆ メカニズム・デザインの問題

足による投票の帰結

| 効果 | 帰結 |
|--------------|---|
| 政府（地域）間競争の喚起 | 地方自治体への規律づけ（財政の効率化・住民厚生の上を誘因づけ） |
| 公共サービスへの選好顕示 | <ul style="list-style-type: none">・「只乗り」問題の改善・地方自治体は住民のニーズを把握 |
| 地域内選好の同質化 | <ul style="list-style-type: none">・地域内政策決定（公共選択）に関わる利害対立の緩和・地域間所得格差の拡大 |

ダーク・サイド

- ◆ 「足による投票」
 - － 地域内の同質化(所得・選好)
 - － 地域間格差の拡大
- ⇒ 地域の階層化
 - － 都市中心部の貧困化(スラム化)
 - － 中高所得層は郊外に流出
- ◆ 公平と効率のトレード・オフ
- ⇒
- ◆ 地域間格差の是正は財政移転の役割

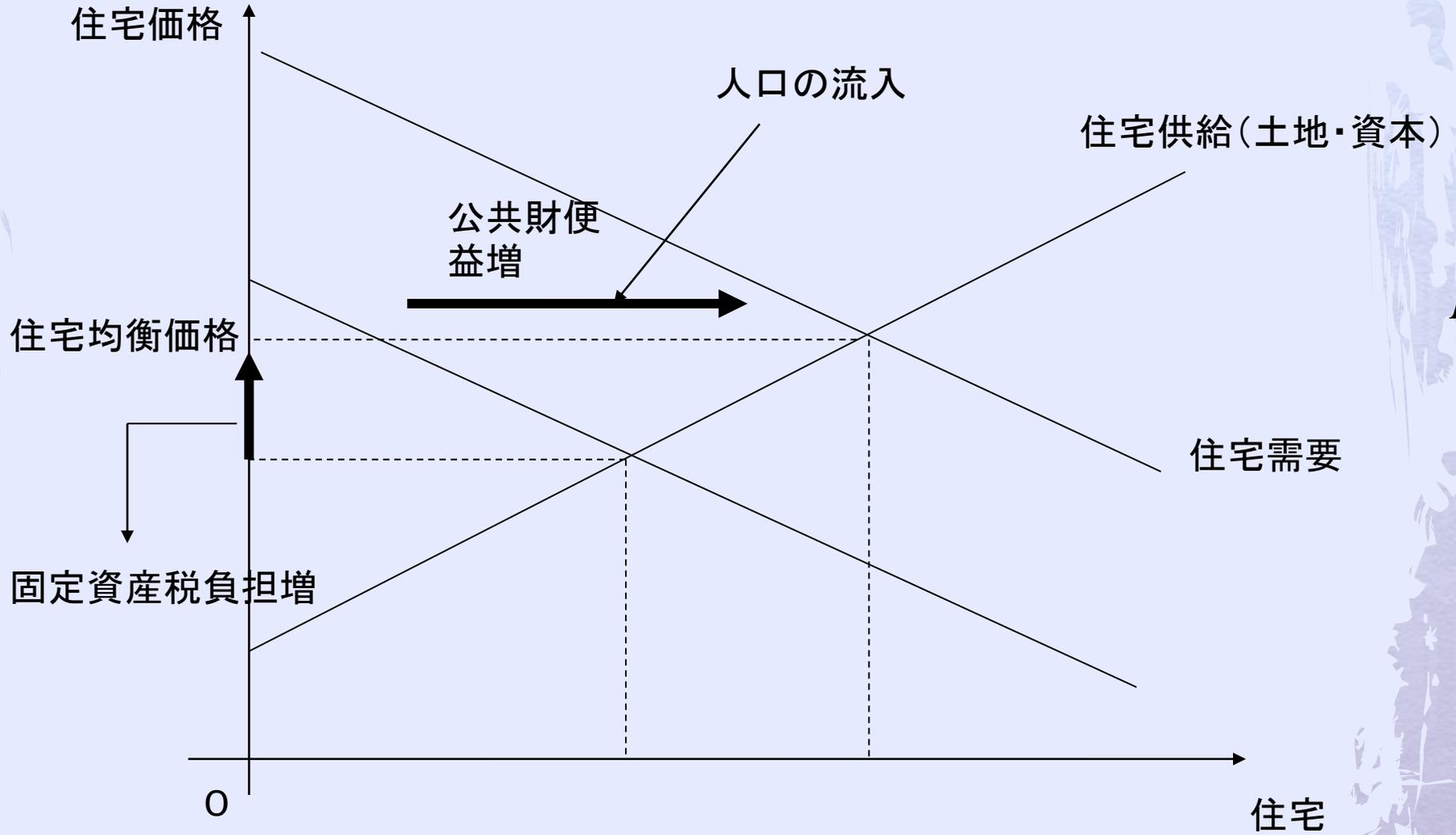
資本化

- ◆ 地方公共サービスからの受益、地方税の負担が土地・住宅の価格に反映
- ◆ 土地・住宅価格
= $F(\text{受益、税負担、環境要因})$
= 定数項 + α * 公共サービス + β * 地方税負担 + γ * 環境要因 + かく乱項
- ◆ 土地・住宅への課税 \Rightarrow 間接的に受益への課税 \Rightarrow 応益原則
- ◆ ポイント: 「足による投票」 = 住民移動に伴う土地・住宅需要の変化

固定資産税と資本化

- ◆ 「足による投票」に帰結としての「資本化」
- ◆ 地方公共サービスからの受益増加
 - ⇒ 当該地域に居住を希望する住民増加（「足による投票」）
 - ⇒ 住宅（土地）需要の増加
 - ⇒ 住宅（土地）価格の上昇
 - ⇒ 住宅（土地）価格を課税標準とする固定資産税の支払い増加
- ◆ 公共サービスの受益と固定資産税の負担が対応
- ◆ 「応益課税」としての固定資産税（土地・住宅課税）

地域内住宅市場

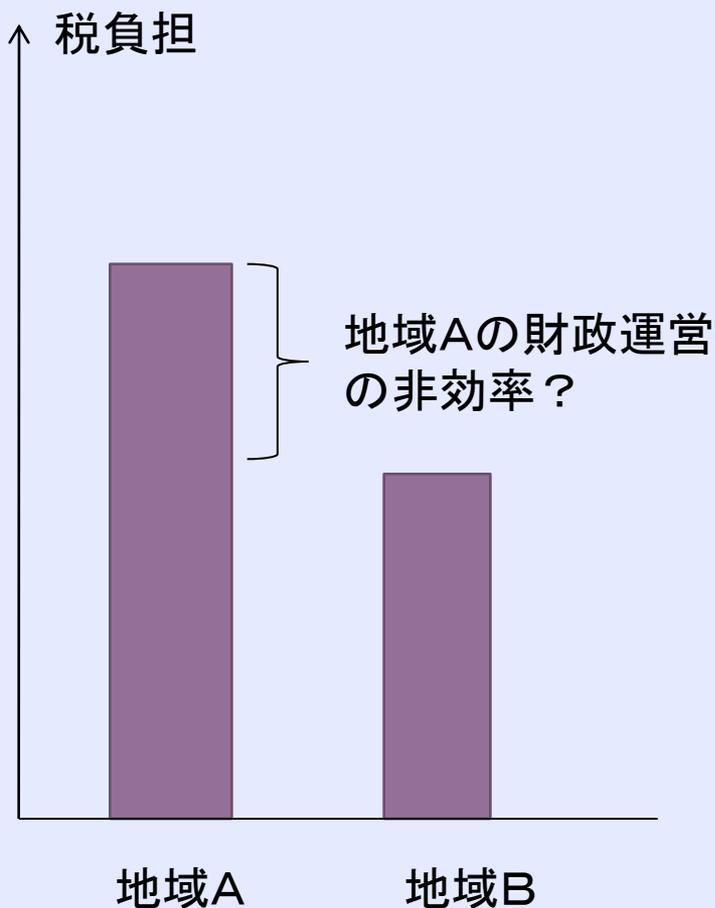


ヤードステイック競争

ヤードスティック競争

- ◆ 比較を通じた地域間競争(コンテスト競争)の促進
- ◆ 他地域の行財政運営を比較し自地域のパフォーマンスを評価＝公共サービス供給が割高、質の低い首長を排除(再選しない)
 - ⇒非効率な政策の排除
- ◆ 「手による投票」を行使する際の情報提供
- ◆ 地方レベル政府＝比較対象あり
- ◆ 分権化とパフォーマンス比較
 - ⇒政策実験の促進と失敗した政策の矯正

パフォーマンスの比較



- ◆ 公共サービスの水準が同じでも、コストの相違から地域間で税負担が異なる
⇒ 相対的に税の高い地域は「割高」と評価
- ◆ 財政運営に無駄のあるとの情報 地方選挙に反映
- ◆ 留意: 経済環境の近い地域間での比較が有効

政策実験としての政府間競争

- ◆ 異なった地方政府が公共サービス(例:教育・医療)の質の向上、コストの適正化に向けて様々な試みを行う
⇒「政策実験」(試行錯誤)が可能
- ◆ 例:民間委託、市場化テスト、業績評価、競争促進・誘因づけ等
⇒政策実験を通じて適正なサービス提供体制を「発見」
- ◆ 住民は同様の公共サービス供給の自治体間の成果(質・コスト)の比較によって居住地域の政策実験の成否を判断
⇒政策の選別・淘汰が促進
- ◆ 集権的に行う場合、比較対象がないため、失敗した政策が淘汰されにくい。

情報と競争

- ◆ 住民・有権者は正しい情報の下でのみ正しい選択(足による投票、手による投票の行使)ができる。
- ◆ 競争が成立するための必要条件としての「完全情報」
- ◆ 情報の非対称性が競争原理が機能しない理由としてしばしば挙げられる(例:逆選抜、モラルハザード)⇒しかし、情報構造は「外生的」ではない。
- ◆ 競争原理を機能させるための情報開示。
- ◆ 開示される情報は正しいだけでなく、迅速(古い情報は役に立たない)、かつ(素人である)住民にとって分かり易くなければならない。

情報開示の徹底 と 住民監視（ガバナンス）の強化

＜地方公共団体＞

情報開示の徹底

- 給与情報等公表システムを充実し、情報開示を徹底
- 決算の早期開示、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績等（公共サービスの質の向上、経費削減効果などの成果）を住民に分かりやすく公表

住民監視（ガバナンス）の強化

- 監査委員への地方公共団体外部の人材の積極的な登用
- 外部監査制度の有効活用

＜総務省＞

- 各取組項目についての情報提供、必要に応じ、各地方公共団体に助言
- 毎年度フォローアップを実施し、その結果をできる限り住民等が団体間で比較分析を行いやすい形で広く国民に公表

政府間競争の帰結

| | | |
|-------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| | 足による投票 | ヤードスティック競争 |
| 自治体の目的関 (誘因) | 自己利益の追求 － 首長の再選 － 税収の最大化 | |
| 地域住民の選択 | 居住地選択 | 近隣(類似)自治体とのパ フォーマンス比較 |
| 市場における競 争との類似性 | 顧客を巡る競争 | コンテスト(業績比較) |
| 地域住民 | 顧客(消費者) | 株主(所有者) |
| 帰結 | 住民＝顧客を巡る競合 得意分野への特化(比較優 位を活かす) | 近隣自治体よりも高いパ フォーマンスの示すよう誘因 づけ |
| 競争の範囲 | 同じ通勤・通学圏の自治体 間(例:郊外自治体) | 経済・社会環境の類似した 自治体間 |

競争の前提条件

| 前提条件 | | 条件が満たされないときの帰結 |
|---------|--|----------------------------|
| 完全情報 | 比較対象となる自治体が提供する公共サービス水準(質)、租税負担等について情報開示 | 非対称情報問題 競争が機能しない |
| 住民の財政責任 | 公共サービスは住民が応益(受益者)負担 ⇒限界的財政責任 | コスト意識の欠如 政策の優先順位づけができない |

実証研究

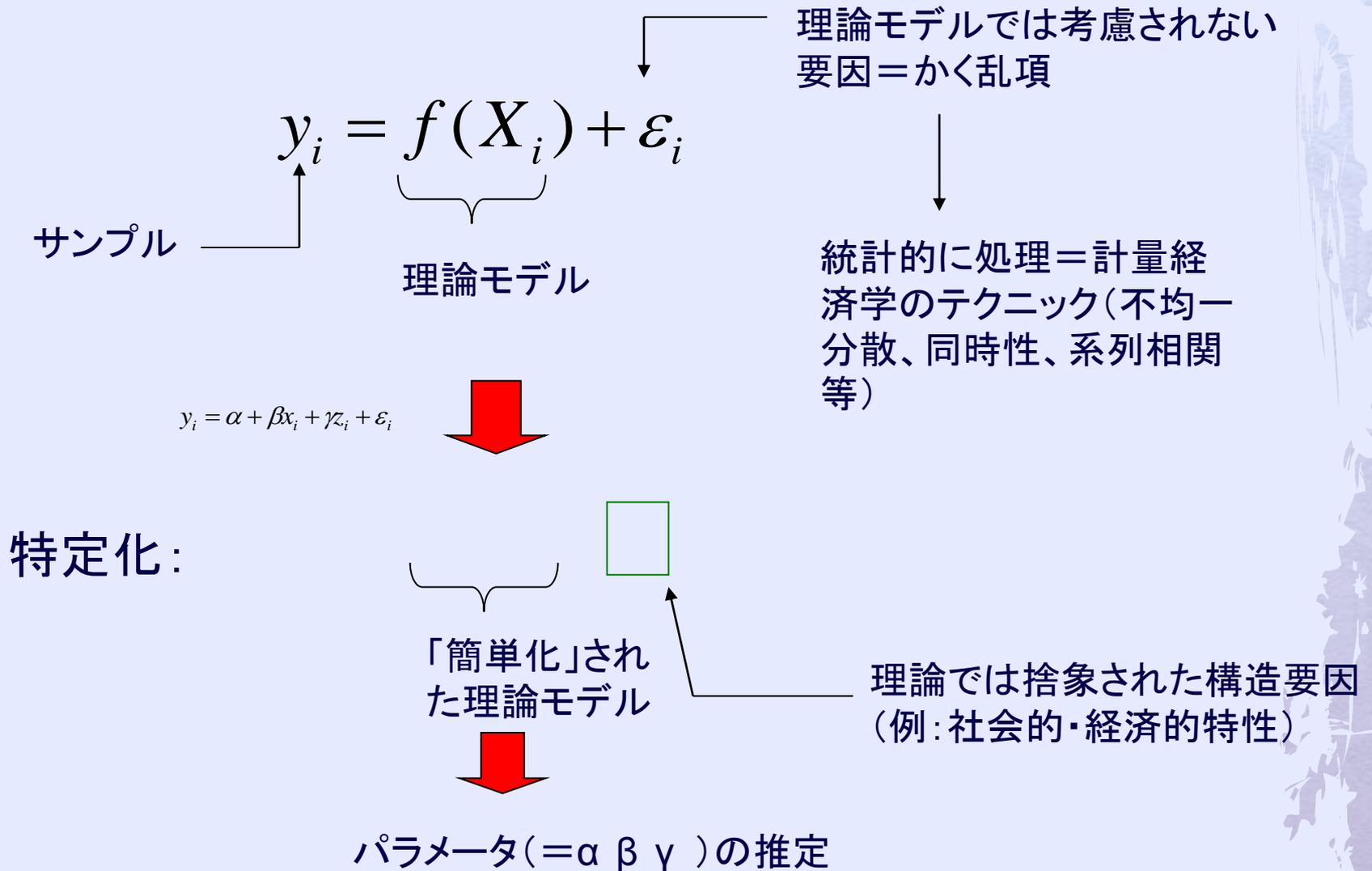
理論と実証(その1)

- ◆ 理論＝仮説(例:地方分権は経済成長を促進)を導く
⇒実証(＝計量経済学)でもって仮説が正しいかどうか検証
－回帰式の推計と仮説検定
- ◆ 実証＝経済の実態を明示(例:経済格差の拡がり) ⇒理論モデルで説明
- ◆ 経済学では理論と実証のキャッチボール(相互作用)が一般的
- ◆ 実証＝エビデンス、理論＝ロジック

理論と実証(その2)

- ◆ 理論＝特定の要因(例:地方分権が公共サービス提供に及ぼす効果など)に着目するため、直接関連のない他の要因(例:社会構造要因、経済発展度、司法制度など)を「簡単化のため捨象」
 - ⇒現実のデータには捨象された要因を含む
 - ⇒実証では(理論的仮説とは直接関係ない)捨象された要因を「コントロール」
- ◆ 現実のデータ ≠ 理論的変数
- ◆ 例:理論上の分権化(＝自己決定・自己責任) ≠ 観察される分権化指標(＝地方支出・税収比率など)

理論と実証 (その3)



地域間競争の実証研究

| モデル | 理論的仮説 | 検証 |
|------------|-------------------------------|---|
| 足による投票 | ・ニーズに即した地域選択 ⇒地域住民の同質化・資本化 | ニーズは直接的には測れない ⇒所得に置き換えて同質化を検証 地方税・公共サービスに土地・住宅価格が依存 |
| ヤードスティック競争 | 近隣地域の財政パフォーマンスを参照した投票行動 | 現役首長に落選・再選確率が近隣地域の財政状況に依存 |

TABLE 3—ESTIMATION OF INCUMBENT DEFEAT BASED ON LINEAR PROBABILITY MODELS
 USING TAXSIM DATA ON CHANGES IN INCOME-TAX LIABILITY 1977-1988
 (DEPENDENT VARIABLE: GOVERNOR DEFEATED OR RETIRED)

米国州知事選挙

| Variable | Income = \$40,000 | | | | Income = \$100,000 | | | |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | (i) | (ii) | (iii) | (iv) | (v) | (vi) | (vii) | (viii) |
| Own tax change | 0.0004 (1.44) | | | | 0.0001 (1.84) | | | |
| Own tax change (IV) ^a | | 0.0022 (1.56) | | | | 0.0006 (1.67) | | |
| Own tax change (2SLS) ^b | | | 0.0015 (1.57) | | | | 0.0005 (1.80) | |
| Neighbors' tax change | -0.0012 (1.94) | -0.0014 (1.80) | -0.0013 (1.94) | | -0.0005 (2.85) | -0.0007 (2.71) | -0.0007 (2.82) | |
| Unanticipated own tax change ^c | | | | 0.0004 (1.35) | | | | 0.0001 (1.58) |
| Unanticipated neighbors' tax change ^d | | | | -0.0008 (1.43) | | | | -0.0004 (2.31) |

ヤードスティック競争

注：その他、経済要因等を説明する変数の効果は略

Notes: Numbers in parentheses are *t* statistics. "Retired" governors are those eligible for reelection who choose not to run and do not run for Congress. "Unanticipated" tax change is the difference between the actual tax change and that predicted by an ordinary least-squares regression that includes changes in state income per capita, unemployment, proportion elderly, and proportion young as explanatory variables.

^aInstruments = year indicators.

^bInstruments = year indicators and changes in the proportions of elderly and young.

^c $\Delta\tau_i - E(\Delta\tau_i | \mathbf{x}_i, \mathbf{z}_i, \mathbf{Y})$.

^d $\Delta\tau_{-i} - E(\Delta\tau_{-i} | \mathbf{x}_{-i}, \mathbf{z}_{-i}, \mathbf{Y})$.

被説明変数：賃貸住宅の割引現在価値、推定方法：固定効果モデルと変量効果モデル、サンプルの大きさ=通常の推定では 230、2SLS では 184

| | 固定効果モデル | 変量効果モデル | 固定効果モデル (2SLS) | 変量効果モデル (2SLS) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 固定資産税実効税率 | -0.478 *** (0.042) | -0.527 *** (0.043) | -0.496 ** (0.252) | -0.816 *** (0.146) |
| 市町村社会資本ストック | 0.033 (0.062) | 0.154 ** (0.061) | 0.620 (0.506) | 0.621 *** (0.183) |
| 人口一人当たり県民所得 | -0.213 (0.272) | -0.153 (0.256) | -2.078 * (1.328) | -0.105 (0.499) |
| 宅地面積 | 1.388 *** (0.359) | 0.650 *** (0.113) | 1.475 ** (0.864) | 0.213 (0.180) |
| 人口密度 | 0.489 ** (0.268) | 0.224 *** (0.067) | -0.001 (0.627) | 0.193 *** (0.081) |
| 地方交付税依存度 | -0.102 ** (0.051) | -0.100 ** (0.050) | -0.204 ** (0.113) | -0.124 ** (0.081) |
| 人口あたり被生活保護者数 | -0.082 ** (0.047) | -0.004 (0.043) | -0.008 (0.106) | 0.009 (0.065) |
| 人口当たり犯罪認知件数 | 0.037 (0.041) | 0.065 (0.041) | -0.503 (0.081) | 0.055 (0.061) |
| 人口当たり離婚件数 | 0.693 *** (0.123) | 0.853 *** (0.109) | 0.666 *** (0.253) | 0.786 *** (0.179) |
| 第一次産業比率 | -0.179 ** (0.057) | -0.175 *** (0.050) | -0.882 (0.110) | -0.005 (0.074) |
| 定数項 | 3.353 (2.858) | 4.427 *** (1.218) | -5.019 (7.974) | -0.385 (2.120) |

財政要因
の「資本化」

推計期間：1983年、1988年、
1993年1998年、2003年
サンプル：東京都を除く46道
府県

注：その他、経済要
因等を説明する変数
の効果は一部略

注：***は 1%、**は 5%、*は 10%の有意水準で帰無仮説が棄却されたことを示し、括弧内の数値は係数の標準誤差を示す。また、2SLS は 2 段階最小二乗法による推定結果である。なお、年次ダミーは、通常の推定では 4 ヶ年分、2SLS を用いた推定では 3 ヶ年分含まれている（報告結果は省略）。被操作変数＝固定資産税実効税率、人口当たり県民所得と市町村社会資本。操作変数＝すべての外生変数と、説明変数と被操作変数の 1 期前の値。

出所：宮崎・佐藤
(2008)

外部性と地方分権の失敗(?)

政府間競争と外部効果

- ◆ 「規律づけ」としての政府間(地域間)競争(「足による投票」・「ヤードスティック競争」) ⇒ 地方政府に対して「住民」に奉仕する(住民厚生を最大化する)よう誘因づけ
- ◆ ただし、地方政府が奉仕の対象とするのは「住民」(居住者)であって、「非居住者」ではない。
⇒ 地方独自の公共政策・租税政策(課税自主権の行使)が及ぼす「外部効果」は自律的には内部化されない。
- ◆ 地域厚生の追求 ≠ 社会厚生(効率・公平)の追求
- ◆ 「協調の失敗」(囚人のジレンマ) ⇒ 租税競争モデル

「地方分権の失敗」

- ◆ 「地方分権の失敗」としての効率性と公平性のロス
- ◆ 非効率性：
 - [1] 公共財・サービス便益の範囲と行政区域の不一
⇒ 地域間スピルオーバー (例: 感染症予防、環境政策等)
 - [2] 「近隣窮乏化政策」・「パイの奪い合い」 (例: 企業の誘致合戦)
 - [3] 負担の非居住者 (企業を含む) への転嫁 (例: 租税輸出・NIMBY)
- ◆ 不公平：
 - 地域間財政力格差に起因する「財政的不公平」 (水平的不公平)

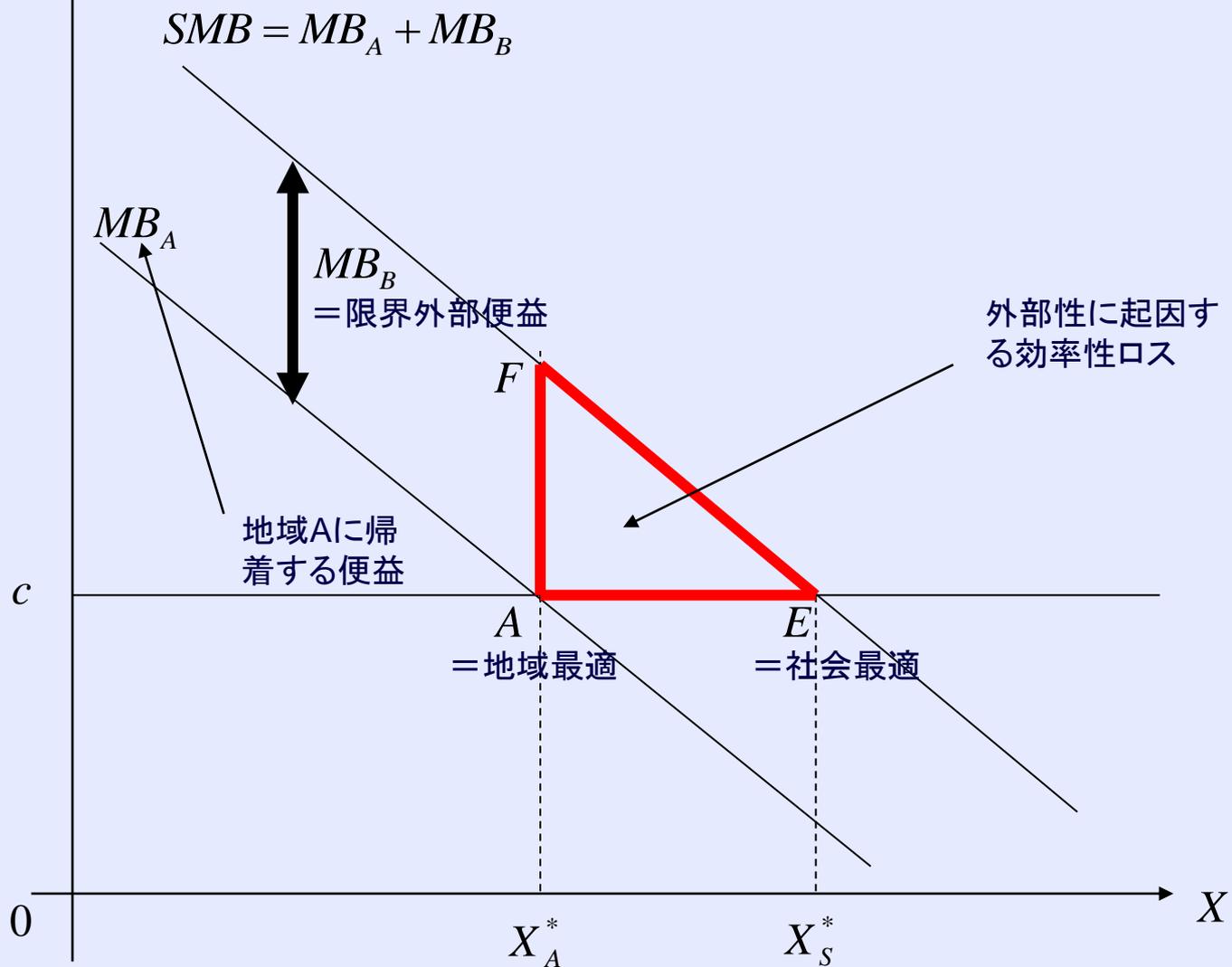
政府間競争の良し悪し

| | 帰結 | 例 |
|------|-----------------------------------|----------------------|
| 良い競争 | 規律づけ 切磋琢磨 「アイディア合戦」 ⇒効率化 | 足による投票 ヤードスティック競争 |
| 悪い競争 | ゼロサムゲーム 近隣窮乏化政策 | 企業の誘致合戦 補助金の奪い合い |

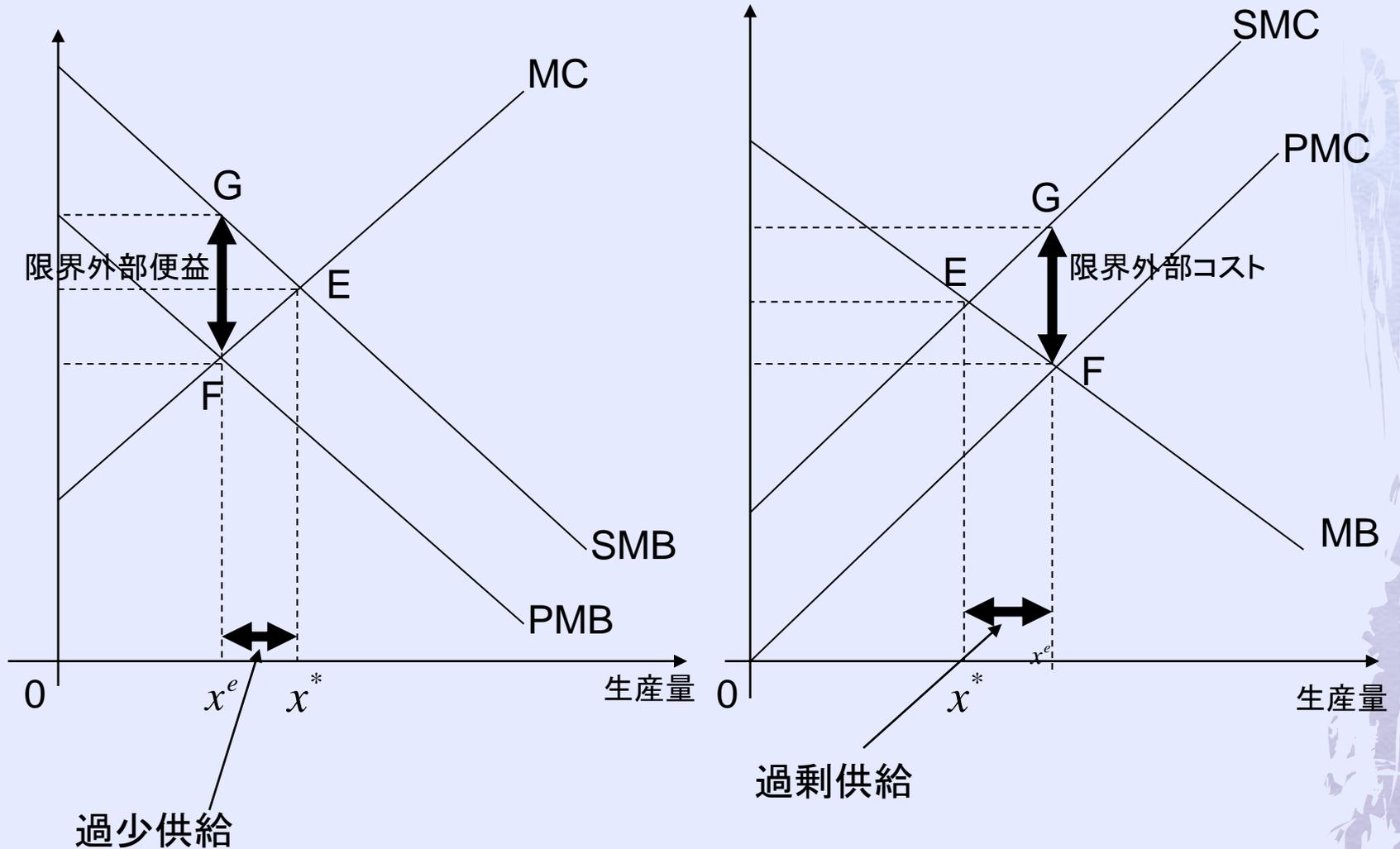
留意点

- ◆ 市場の失敗が市場経済を否定しないように「地方分権の失敗」は分権化を否定しない。
⇒分権化の失敗は集権化の成功を意味しない。
- ◆ 失敗の種類・程度は地方分権のデザインに依存
⇒「機能配分論」に即しているか否か
- ◆ 受益の範囲に応じた行政区規模
⇒自治体の最適規模
- ◆ 分権化の失敗を是正するための国の「矯正政策」が求められる。
⇒政府間財政移転の「規範的」役割

公共サービスX
の限界便益



外部性：再論



外部性：再論

- ◆ 外部性がプラス(外部便益)からマイナス(外部コスト)かで「効率的水準」と「均衡水準」の乖離の方向が決まる。
⇒ 地域間外部効果も同様
- ◆ ポイント:生産の拡大を地方独自の政策に置き換えて考える

| | | | |
|------------------|-------|-----------|------|
| 生産の 限界的 増加 | 外部便益 | 均衡 < 効率水準 | 過少生産 |
| | 外部コスト | 均衡 > 効率水準 | 過剰生産 |

外部性 ≠ 集権化

- ◆ 地域間外部性の存在は集権化を示唆しない。
- ◆ 市場の失敗 ≠ 社会主義化
- ◆ 外部性を矯正(内部化)する政策手段としての政府間財政移転
⇒「手続き」(執行)の管理(許認可・規制)から、「結果」(アウトカム)の管理(モニタリング)へ
- ◆ 政府間財政移転 = 地方分権の失敗の矯正
⇒分権化を前提に、地方の自己決定と社会厚生(効率・公平)を両立

財政移転の「機能」

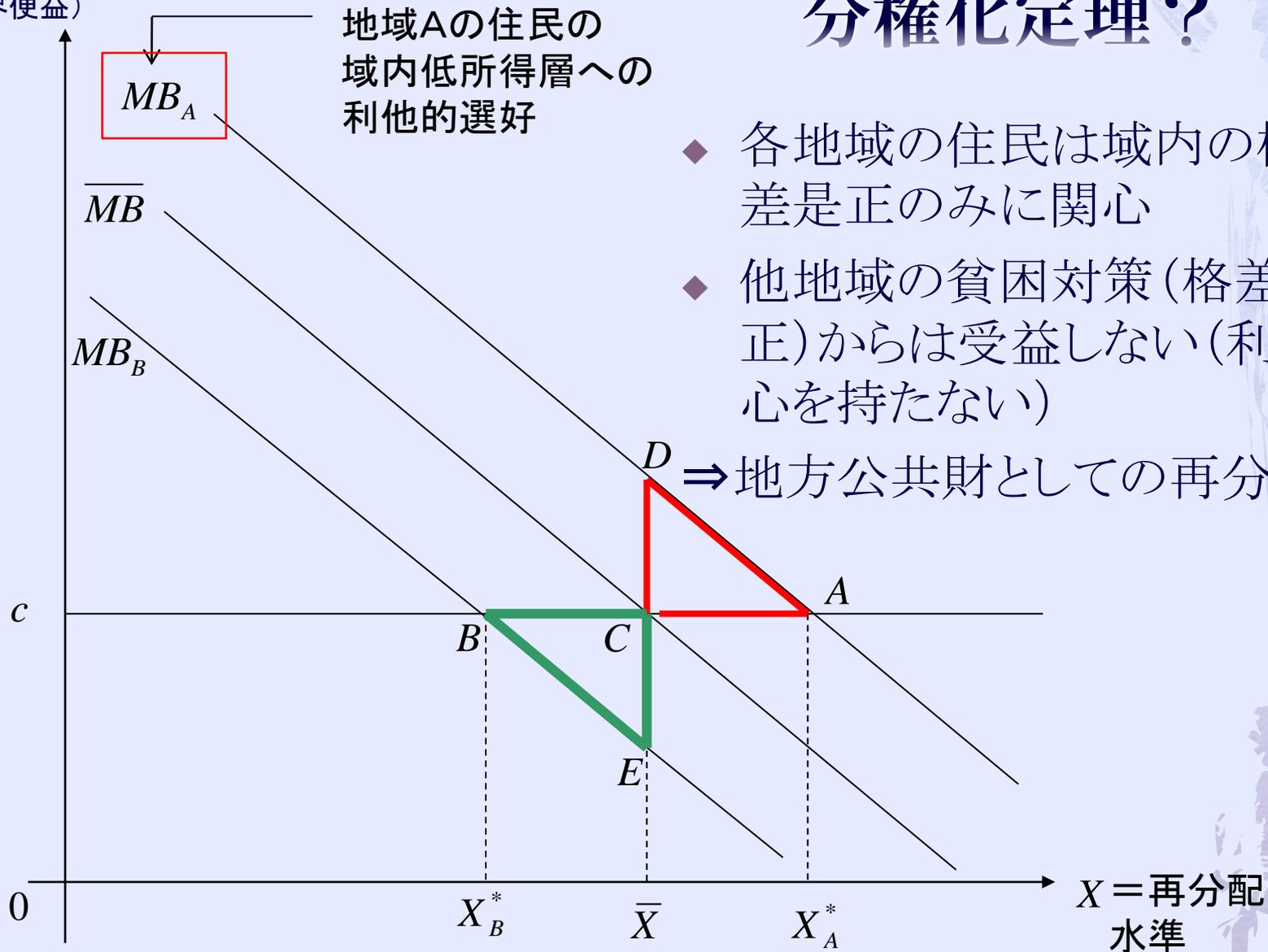
◆ 地方分権は財政移転の量的縮小よりも「質的」転換を要請

| 財政制度 | 政府間財政移転の機能 |
|------|--|
| 集権体制 | 国の決定した政策実行のための財源確保＝財源保障 |
| 分権体制 | 地方の主体的政策決定が前提 「地方分権の失敗」の矯正(≈「市場の失敗」の矯正) |

応用：所得再分配と地方公共財

- ◆ (伝統的) 機能配分論 = 所得再分配機能には国が比較優位
- ◆ 再分配の根拠
 - 公共選択論 = 受益者 (中低所得層) が多数決投票 (選挙) で再分配政策を支持
 - 利他主義 = 貧困層への同情心
- ◆ 利他主義の「空間的範囲」⇒ 地域的に限定？
- ◆ 地方公共財としての再分配政策 ⇒ 「分権化定理」の拡張

再分配への
選好(限界便益)



分権化定理？

- ◆ 各地域の住民は域内の格差是正のみに関心
 - ◆ 他地域の貧困対策(格差是正)からは受益しない(利他心を持たない)
- ⇒ 地方公共財としての再分配

応用：所得再分配と地方公共財（その2）

◆ 地方レベル再分配のトレード・オフ



最低水準の再分配を国が確保（財源保障）

最低水準を超過する再分配は地方の裁量

＝地方のニーズの充足・限界的財政責任の確保

| | |
|-------|--|
| メリット | 地域のニーズ（利他性）に応じた再分配 |
| デメリット | 住民移動（足による投票）に伴う外部性 － 受益者の流入 － （利他的でない）富裕層の流出 ⇒ 分権的再分配への制約 |

財政移転の「機能」

◆ 地方分権は財政移転の量的縮小よりも「質的」転換を要請

| 財政制度 | 政府間財政移転の機能 |
|------|--|
| 集権体制 | 国の決定した政策実行のための財源確保＝財源保障 |
| 分権体制 | 地方の主体的政策決定が前提 「地方分権の失敗」の矯正(≈「市場の失敗」の矯正) |

参考文献

- ◆ 《地方分権の理論》
- ◆ Oates, W. E., Fiscal Federalism, Harcourt Brace Jovanovich, 1972. (米原淳七郎・岸昌三・長峯純一訳『地方分権の財政理論』第一法規出版,1997年)
- ◆ 《地域間所得再分配政策》
- ◆ 堀場勇夫『地方分権の経済理論:第1世代から第2世代へ』東洋経済新報社, 2008年
- ◆ 《ヤードスティック競争の実証分析》
- ◆ Besley, T.,and Case, A., Incumbent behavior :Vote-seeing, tax-setting, and yardstick competition.American Economic Review 85 (1),1995,25-45.

参考文献

- ◆ 《資本化の実証分析》
- ◆ Brueckner, J.K., A test for allocative efficiency in the local public sector. *Journal of Public Economics* 19,1982, 311－331.
- ◆ 林 正義「社会資本と地方公共サービス:資本化仮説による地域別社会資本水準の評価」, *経済分析*(内閣府経済社会総合研究所) (171), 2003,28-46.